

2021年6月吉日

TBWA\HAKUHODOと専門家の有志が制作 SNSで発信できる！自分でもできる災害対応をまとめた 『コロナ禍でもすぐできる！生活と住まいの再建』を公開

TBWA\HAKUHODO（本社：東京都港区、代表取締役社長兼 CEO：今井明彦）と FUKKO DESIGN（本社：東京都渋谷区、代表理事：河瀬大作）は、雨が降りやすく河川が増水しやすい出水期を迎えた今、大雨や台風などの風水害が起きた時に、どのように生活再建を進めるべきかをまとめた『コロナ禍でもすぐできる！生活と住まいの再建』を発表しました。

水害にあつたら
まず行うこと

生活と住まいの再建
水害にあつたらまず行うこと ①

コロナ禍でもすぐできる
防災アクション
ガイド

水害にあつた場合、行政などから様々な支援を受けられます。必要なことを確認しておきましょう。

災害発生

1 被害の写真を撮る 2 片付け方法を確認 3 罹災証明書を申請 4 保険会社に連絡

自宅の被害状況を撮影する

支援や保険をスムーズに進めるため、片付け前に被害状況を記録しましょう。

1 家の外を4方向から撮影
一番低い浸水深が基準になります。

2 浸水の深さがわかるように撮影
横に立ったリメジャーなどを添えましょう。

3 すべての部屋とキッチン、洗面台、家具、家電類を撮影
家電類はメーカー製品番号もわかるように。

片付け内容を確認

工務店や建設会社などに連絡
被災した自宅を自分で直せるかの判断は、プロのアドバイザーが役立ちます。まずは、家を建てた工務店や建設会社などに、作業内容を相談しましょう。

災害ボランティアセンターに連絡
片付けは災害ボランティアに手伝ってもらえます。市町村の災害ボランティアセンターに相談を。

スマホの写真・動画撮影でOK
地震や嵐など被害にあつたものはなるべく撮っておこう。

© FUKKO DESIGN JV OAD 協力：寛木健太郎(雲研究者)、佐々木晶二(元内閣府防災担当官房審議官)、藤島新也(災害担当記者)

TBWA\HAKUHODOとFUKKO DESIGNは、これまでに「大雨&台風」「熱中症」「天気急変」「冬の荒天」「地震&津波」をテーマに、各自然災害への備えをまとめ、発表してきました。その中で、災害後の対策を詳しくまとめたものも欲しいという声を様々な方々からいただきました。そこで、自然災害ごとの備えではなく、災害に見舞われた後の具体的な再建方法を作成することにしました。

6月に入り、これから全国的に出水期に入ります。そこで、今回、風水害が発生した際の生活の再建の備えをテーマにしました。今まで同様に、TBWA\HAKUHODOのメンバー、元内閣府防災担当官房審議官の佐々木晶二氏や、災害支援団体の調整などを行うNPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークの明城徹也氏など有志のチームを中心に、気象専門家、災害担当記者などへの取材を経て、『コロナ禍でもすぐできる！生活と住まいの再建』を制作しました。

また、今まで「コロナ禍でもすぐできる！災害対策集」という名称でシリーズ展開してきましたが、多くの人たちに具体的なアクションを行ってもらいたいと考え、「コロナ禍でもすぐできる！防災アクションガイド」に変更することにしました。この名称に親しみをもっていただき、いざとなった時にはこれを見て命を守る行動に移していただければと思っています。

<詳細>

『コロナ禍でもすぐできる！生活と住まいの再建』は、「①水害にあったら まず行うこと」「②水害にあったらお金や住まいの支援」の大きく2つに分けてまとめられています。水害発生後にまず行なってもらいたいこと、お金や家の再建などで受けられる支援制度など、私たちが災害発生後にすべきこと、受けられることを体系的にまとめています。風水害に見舞われてしまった方も、そして、事前に心づもりをしたい方も、ご活用いただければと思います。

<水害にあったら まず行うこと>

「水害にあったらまず行うこと①」

水害に見舞われた後に行うことの流れ、最初に行う被害状況の撮影や関係各所への連絡について紹介しています。

「水害にあったらまず行うこと②」

罹災証明書の申請の仕方や、被害認定の目安、注意点、また、保険会社への確認について説明しています。

「家の片付けをする際に気をつけること」

家の片付けをする際に事前に点検すること、準備するもの、服装のポイントなどをまとめています。

「浸水した家の片付け方法」

浸水した家にあったものの片付け方法や、土砂かきなどの清掃方法を紹介しています。

<水害にあったら お金や住まいの支援>

「被災後に受けられる生活支援」

自宅が壊れたとき、生活費が足りないときなど、被災した際に受けられる代表的な支援を解説しています。

「被災状況に応じた支援内容と相談先一覧」

被災後に受けられる支援の制度の詳細や相談先などを一覧でまとめています。

「被災から再建までの生活支援」

自宅の被害状況に合わせて受けられる支援を紹介しています。

「“自宅の再建”で受けられる支援」

自宅を建て直すとき、修理をするとき、自宅の再建をあきらめたときの支援内容をまとめています。

『コロナ禍でもすぐできる！生活と住まいの再建』

URL: <https://www.tbwahakuhodo.co.jp/uploads/2021/06/FUKKO-DESIGN-FLOOD-DAMAGE-210616.pdf>

水害にあつたら
まず行うこと

生活と住まいの再建

水害にあつたらまず行うこと ①

『コロナ禍でもすぐできる』
防災アクション
ガイド

水害にあつた場合、行政などから様々な支援を受けられます。必要なことを確認しておきましょう。

1 被害の写真を撮る
2 片付け方法を確認
3 罹災証明書を申請
4 保険会社に連絡

災害発生

1
自宅の被害状況を撮影する

支援や保険をスムーズに進めるため、片付け前に被害状況を記録しましょう。

1
家の外を
4方向から撮影




一番低い浸水深が基準になります。

2
浸水の深さが
わかるように撮影



横に立ったリメジャーなどを添えましょう。

3
すべての部屋とキッチン、
洗面台、家具、家電類を撮影



家電類はメーカー・製品番号もわかるように。

スマホの写真・動画撮影でOK

物置や車など被害にあつたものはなるべく撮っておこう。

4
片付け内容を確認

工務店や建設会社などに連絡

被災した自宅を自分で直せるかの判断は、プロのアドバイスが役立ちます。まずは、家を建てた工務店や建設会社などに、作業内容を相談しましょう。

災害ボランティアセンターに連絡

片付けは災害ボランティアに手伝ってもらえます。市町村の災害ボランティアセンターに相談を。

水害にあつたら
まず行うこと

生活と住まいの再建の備え

水害にあつたらまず行うこと ②

『コロナ禍でもすぐできる』
防災アクション
ガイド

罹災証明書を受け取るのが支援を受けるスタートです。保険会社にも忘れずに連絡しましょう。

「罹災証明書」を申請する

住宅の被害の程度を証明する書類です。被害の程度に応じて区分があり、受けられる支援が変わります。自宅に被害が出た場合には、市町村の窓口で必ず申請してください。

2021年6月現在：水害での被害認定の目安（未竣工建て住宅）

河川の氾濫などで浸水した場合の基準	浸水した箇所のもっとも深い部分が	土砂崩れなどで、住宅および周辺に一律に土砂などが堆積した土砂などの上の面が基準
全壊	床上180cm以上	全壊
大規模半壊	床上100cm以上180cm未満	すべての床で床上100cm以上
中規模半壊	床上50cm以上100cm未満	大規模半壊
半壊	床上50cm未満など	すべての床で床上
一部損壊	一部損壊	半壊

参考：内閣府「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針（2021年3月）」

交付まで時間かかることも

罹災証明書は市町村が被災した住宅を調査した上で交付します。大災害では、申請・交付に時間がかかることも。現場の記録はしっかり残しましょう。

納得できないときは「再調査」を

罹災証明書は再調査を依頼できます。認定内容に納得できないときは、遠慮せず市町村に再調査を依頼しましょう。

保険会社に補償内容を確認

火災保険に加入していれば、保険金を受け取れることも。契約している保険会社に確認しましょう。保険会社が分からない時は、以下に連絡しましょう。

自然災害等損保契約照会センター
TEL: 0120-50-1331（無料）

© FUKKO DESIGN JV OAD 協力：荒木健太郎（雲研究者）、佐々木晶二（元内閣防災官事務職員）、藤島新也（災害担当記者）

水害にあったら まず行うこと

生活と住まいの再建 家の片付けをする際に気をつけること



水害時の家の片付けでは、けがや病気のリスクがあります。安全に作業するために作業内容や服装、体調に気をつけましょう。

片付け前に点検

被害状況によって片付け方法は様々。以下のポイントをチェックし、作業内容を決めましょう。カビなどの影響で被害が拡大することも。早めに作業しましょう。

□ 家財・家電

家財や家電が濡れた場合は家の外に出す。



□ 天井・壁

天井や壁が濡れてしまった場合は断熱材などを外す。



□ 床下

床上浸水していない場合も床下をチェック。浸水している場合は床下の洗浄を。



□ 土砂

土砂が入った場合はまずは土砂の撤去を。



作業の時に確認すること

周囲の安全を確認



電気ガスなどをチェック



作業は複数で



準備するもの

- ほうき
- 雑巾、タオル
- パール
- モップ
- スコップ
- トンカチ



片付けの服装

安全確保のために、あるものを活用して肌の露出を避けた服装にしましょう。



① 熱中症・感染症に十分注意

片付けは肉体的・精神的にも負担ですので無理をしないでください。こまめに休み、水分や塩分をとりましょう。また、災害時は新型コロナウイルス以外にも様々な感染症のリスクがあります。マスクなどを装着し除菌を心がけましょう

© FUKKO DESIGN JV○AD 協力:荒木健太郎(警研究者)、佐々木晶二(元内閣府防災官事務官)、藤島新也(災害担当記者)

水害にあったら お金や住まいの支援

生活と住まいの再建 被災後に受けられる生活支援



自然災害があったときには、様々な支援があります。支援策を知って上手に使い、生活と住まいを再建しましょう。

過去の災害では制度を知らずに、支援を受けられなかった方がいます。
しっかり把握して、遠慮せずに活用しましょう。

自宅が壊れたとき

被災者生活再建支援金をはじめお金の支援などが受けられます



家族や親族が亡くなった・けがをしたとき

災害弔慰金などのお見舞い金が支払われます



生活費が足りないとき

災害援護資金など有利な条件で貸付を受けられます



自宅のローンがあるとき

住宅ローンなどが免除や軽減されることがあります



税金などが負担なとき

税金や公共料金が免除・軽減されることがあります



災害ごとに支援制度の確認を

災害の状況によっては、支援制度がアップデートされることがあります。また、自治体が独自の支援制度を用意することもあります。最新の支援制度について自治体の窓口などで情報収集しましょう。

© FUKKO DESIGN JV○AD 協力:荒木健太郎(警研究者)、佐々木晶二(元内閣府防災官事務官)、藤島新也(災害担当記者)

水害にあつたら まず行うこと

生活と住まいの再建 浸水した家の片付け方法



家財道具の仕分けや天井などの清掃のポイントをおさえ、すまいを再建しましょう。

ぬれてしまった家財道具の仕分け

ぬれた家具や家電類を仕分けましょう。再利用できないものは処分を。

再利用できないもの



使えるかもしれないもの



❗ ゴミ捨てのルールは普段と違います。役場に確認して、
使える袋の種類や捨てる場所・分別方法などをチェックしましょう。

天井・壁・床下の清掃

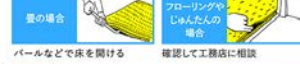
カビや悪臭を防ぐために、適切な清掃を行いましょう。

天井・壁の除去

天井や壁が浸水した場合は天井板、壁を外す。

床下の泥出し

1 床をはがす



2 泥出し

床下に入って土砂を取り出しましょう。
小さなスコップがあると便利。
床下は狭くて、危ないので十分に注意を。

3 徹底した洗浄

泥が完全になくなるまで、くりかえし洗浄しましょう。

4 地面と建具の乾燥

洗浄後は十分に乾燥を。目安は2ヶ月ほどです。
その後は施工会社に相談して工事してもらいましょう。

❗ 天井や壁の除去、床下の泥出しは危険を伴います。自分でできないと
思ったら、工務店や災害ボランティアセンターに相談しましょう。

© FUKKO DESIGN JV○AD 協力:荒木健太郎(雲研究者)、佐々木晶二(元内閣府防災官事務官)、藤島新也(災害担当記者)

防災アクションガイド 一被災状況に応じた支援内容と相談先一覧

※罹災証明書の要否

ケース	制度名	種類	※	相談先
自宅が 壊れたとき	災害ボランティア支援	もの・サービス	×	市町村に設置された 災害ボランティアセンター
	応急仮設住宅	もの・サービス	○	市町村役場
	応急修理	もの・サービス	○	市町村役場
	被災者生活再建支援金	お金 (返済不要)	○	市町村役場
	災害復興融資	お金 (要返済)	○	住宅金融支援機構 or 沖縄復興開発金融公庫
	災害公営住宅	もの・サービス	○	市町村役場
親族が 亡くなったとき 親族または自分が けがをしたとき	義援金	お金 (返済不要)	○	市町村役場
	災害弔慰金	お金 (返済不要)	×	市町村役場
	災害障害見舞金	お金 (返済不要)	×	市町村役場
生活費が 足りないとき	災害援護資金	お金 (要返済)	○	市町村役場
	生活福祉資金	お金 (要返済)	×	都道府県 or 市町村の社会福祉協議会
	義援金	お金 (返済不要)	○	市町村役場
自宅の ローンがあるとき	被災ローン減免制度 (被災者生活再建支援法第15条(1)(2))	お金 (返済不要)	△	金融機関、地元の弁護士会
	税金の特別措置	お金 (返済不要)	△	税務署、市町村の税担当
税金などが 負担なとき	医療保険・ 介護保険料等の減免	お金 (返済不要)	○	保険組合、市町村など 医療保険者、介護保険者
	公共料金等の特別措置	お金 (返済不要)	○	都道府県、市町村が運営している水道、保育所などの料金が減免されることがあります。 電気、ガス、電話なども料金が減免されることがあります。
	放送受信料の免除	お金 (返済不要)	○	NHKの放送受信料が一定期間免除されることがあります。 日本放送協会

© FUKKO DESIGN JV○AD 協力:荒木健太郎(雲研究者)、佐々木晶二(元内閣府防災官事務官)、藤島新也(災害担当記者)

水害にあったら お金や住まいの支援

生活と住まいの再建 被災から再建までの生活支援



自宅の再建にあたり、被害状況によって行政が用意している様々な支援を活用しましょう。

自宅の被害の程度に応じて受けられる生活支援が異なります。
あなたの状況にあった支援をチェックしましょう。

自宅の被害の6つの区分
(被災証明書に記載してあります)

被害認定の目安(木造の戸建住宅)
河川の氾濫などで浸水した
場合の基準

浸水した箇所のもっとも浅い部分が、

- 全壊 床上180cm以上
- 大規模半壊 床上100cm以上180cm未満
- 中規模半壊 床上50cm以上100cm未満
- 半壊 床上50cm未満など
※この間に浸水層もあります
- 一部損壊 床下浸水

	一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
避難			避難所での生活 <small>自宅の被害にかかわらずだれでも入れます</small>			
仮住まい					応急仮設住宅	
自宅修繕					「応急修理」により役所が行う修理 <small>修繕すれば住める自宅の人は役所が修理業者に発注</small>	
自宅再建					被災者生活再建支援金のサポート <small>自宅が大きく壊れた人には最大300万円</small> 住宅金融支援機構の融資 <small>再建資金が足りない場合には低利融資、最大3700万円</small>	
その他	災害公営住宅の入居(自宅の修繕や自宅再建をあきらめたとき)					

参考:内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(2021年3月)」

© FUKKO DESIGN JV OAD 協力:荒木健太郎(警研究者)、佐々木晶二(元内閣府防災官事務官)、藤島新也(災害担当記者)

水害にあったら お金や住まいの支援

生活と住まいの再建 “自宅の再建”で受けられる支援



自宅の再建には、費用の確保が非常に重要です。支援制度を確認して利用しましょう。

自宅を建て直すとき

被災者生活再建支援金

- 自宅を再建すると、最大300万円支給

都道府県独自の支援制度

- 県産材を使えば支援金が支給される…など
- 自治体独自の支援制度があることも

住宅金融支援機構の災害融資

- 住宅金融支援機構から低金利で最大3700万円の融資を受けられる。
- 高齢者には、利子の返済だけで済むリバースモーゲージ制度も。

「被災ローン減免制度」の活用を

被災した自宅のローン返済を免除・減額する制度です。

- 生活再建の資金を500万円残せる
- 債務整理してもブラックリストに載らない
- 連帯保証人に請求が行かない

困ったらお住いの地域の「弁護士会」に相談を!

自宅を修理するとき

被災者生活再建支援金

- 自宅を修理すると、最大200万円支給

応急修理制度

- 屋根や床、壁などを修理する場合、修理費用の一部を自治体が負担。
- 上限は59万5千円

災害援護資金貸付

- 自治体から最大350万円の貸し付け(3年間無利子)

災害ボランティアによるサポート

- 片付けなど無償で災害ボランティアのサポートを受けられることも

自宅の再建をあきらめたとき

被災者生活再建支援金

- 賃貸住宅に入った場合も、最大50万円支給

災害公営住宅

- 自治体が用意する災害公営住宅に入居することもできます

© FUKKO DESIGN JV OAD 協力:荒木健太郎(警研究者)、佐々木晶二(元内閣府防災官事務官)、藤島新也(災害担当記者)

【プロジェクトリーダー TBWA\HAKUHODO 兼 FUKKO DESIGN 木村充慶 コメント】



今までは大雨や台風、地震や津波など、自然災害ごとの対策を網羅的にまとめてきましたが、今回は災害後にまず行うべきことや、受けられる支援にしぼって具体的な内容をまとめました。もともと災害の対策として具体的なアクションを紹介したいという思いがあったので、そういった意味では作りたかったものの一つです。出水期に入ったこともあり、風水害に特化した内容になっています。具体的かつ詳細な内容のため、すべての災害に対応したものにはなっていません。その分、詳細な支援制度などを網羅的にまとめることができました。特に受けられる制度は複雑で難しい部分であ

り、今まで一般向けにわかりやすくまとめられたものは少なかったので、かなり活用できるものになっているかと思います。より多くの人に具体的なアクションを行ってもらえるよう、今回からシリーズの名前も「防災アクションガイド」に変えました。ぜひ多くの方にご活用いただければと思います。

プロジェクトメンバー

プロジェクトリーダー：木村充慶（TBWA\HAKUHODO／一般社団法人 FUKKO DESIGN）

アートディレクター：上村昌（TBWA\HAKUHODO）

専門家：佐々木晶二（元内閣防災官房審議官）、明城哲也（NPO 法人全国災害ボランティアネットワーク<JVOAD>事務局長）、藤島新也（災害担当記者）など

TBWA\HAKUHODO (TBWA 博報堂) について

2006年に博報堂、TBWA ワールドワイドのジョイントベンチャーとして設立された総合広告会社です。博報堂のフィロソフィーである「生活者発想」「パートナー主義」とTBWAがグローバル市場で駆使してきた「DISRUPTION®」メソッドを中心とした独自のノウハウを融合。質の高いソリューションを創造し、クライアントのビジネスの成長に貢献します。「DISRUPTION®」は既成概念に縛られず、常識を壊し、新しいヴィジョンを見いだすTBWA\HAKUHODOの哲学です。マーケティングに限らず、ビジネスにおけるすべての局面でディスラプションという新しい視点を武器に事業やブランドを進化させるアイデアを生み出します。<http://www.tbwahakuhodo.co.jp>

FUKKO DESIGN について

一般社団法人 FUKKO DESIGN は、「民間ビジネスの力を結集して新たな“復興”をつくる」を活動テーマに、平時のときから行政、民間企業、メディアとのネットワークを構築し、有事の時にすぐにサポートする体制をつくるほか、有事の際の被災地に関する情報発信の支援、復興タイミングにおける地域の魅力発信、企業のマッチングサポート支援などをトータルにデザインしていく団体として活動していきます。<https://fukko-design.jp/>